給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出について

企業団では、給水装置工事主任技術者の選任・解任届出の受付を常に行っています。指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任又は解任したときは、遅滞なく（30 日以内)、別記載の記入例を参考に下記の書類を提出してください。

◎ 給水装置工事主任技術者の選任に必要な書類

① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第６号）

② 給水装置工事主任技術者の免状（企業団で写しをとります。）

③ 給水装置工事主任技術者の顔写真１枚（24 ㎜×30 ㎜）

◎ 給水装置工事主任技術者の解任に必要な書類

① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第６号）

注意事項

・届出書類は、原則、持参となりますので、事前に担当者の在席を確認してください。

・届出書等に関する問い合わせ先　給水課給水係 ☎０２２５－９５－６７１１

提出書類一覧

（表中の○印が提出書類）

届出の種類 ＼ 提出の書類			指定事項変更届出書（様式第４号）	誓約書（様式第２号）	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	定款の写し（直近のもの）	住民票（個人番号の記載のないもの）	廃止・休止・再開届出書（様式第５号）	指定給水装置工事事業者証	主任技術者選任・解任届出書（様式第６号）	主任技術者証の写し	提出期限等
指定事項の変更等	氏名又は名称	法人	○	○	○	○			○			注）1 変更のあった日から 30 日以内
		個人	○				○		○			
	住所	法人	○		○	○			○			
		個人	○				○		○			
	代表者	法人	○	○	○	○			○			
	役員(監査含)	法人	○	○	○							
	事業所の名称又は所在地	法人	○						○			
		個人	○						○			
	廃止又は休止							○	○			廃止・休止の日から 30 日以内
	再開							○				再開の日から 10 日以内
主任技術者の選任・解任										○	○	注）2 遅延なく 注）3

注）1　変更の日からであり、登記の日ではありません。

注）2　給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内。届け出を 30 日以内にしないときは、処分の対象になります。

注）3　選任時には、証明写真(24×30㎜位)を添付し、主任技術者証の原本を持参してください。